

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議 第1回

議事要旨

1. 日時

令和2年1月15日(水) 16:30~17:30

2. 出席者

国土交通省 山田技監、青木土地・建設産業局長、北村都市局長、
五道水管理・国土保全局長、眞鍋住宅局長、石原関東地方整備局長
東京都 佐藤都技監(都市整備局長兼務)、遠藤総務局長、三浦建設局長、
榎本住宅政策本部長、安藤消防総監(代理出席：青木防災部長)
内閣府 青柳政策統括官(防災担当)
(オブザーバー) 荒川都市再生機構理事、森川不動産協会理事／事務局長

3. 挨拶要旨

(赤羽国土交通大臣)

- ・ 気候変動により降雨量などの外力が増大し、いわゆるゼロメートル地帯を抱える東京の水害リスクはますます高まることが予想され、また首都直下地震の発生確率が今後30年間で約70%と、極めて切迫をしている。
- ・ まさに今、国民の皆様の命と暮らしを守ることでできる抜本的な防災・減災対策を講じる必要性に迫られている。
- ・ 国と東京都がしっかり連携し、河川整備、土地区画整理、住宅の不燃化・耐震化、さらには命を守るための避難対策等について、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための具体的な方策を取りまとめることが喫緊の重要課題である。

(小池東京都知事)

- ・ 昨年、台風が都内でも河川氾濫を起こしたことは記憶に新しい。気候変動により水害も多発している。これまでの地震への備えと、また水害への備えと、それぞれ2パターンで対応を考える必要性を改めて感じた。
- ・ 東京には多くの木密地域がある。高規格堤防と再開発を一体的に実施した地区を前大臣と視察したことが今回、会議を設けたきっかけとなった。
- ・ 国と都が一緒になって対策を考えていくことが、首都東京を守るという観点からも重要。水害や地震に対して強靱なまちづくりを進めていきたい。
- ・ 皆様方の英知を結集して、国民・都民の安全・安心を守っていきたい。「セーフシティ・東京」実現のため、必要な施策は何か、皆様方と連携して進めていきたい。

4. 議事要旨

- 議事 1)、2) について事務局から説明がなされた
- その後、意見交換を行い、
 - ・ 隅田川等で進めている都型スーパー堤防の整備を更に推進するため、まちづくりとの連携を深める検討を進めていければと考えている。
 - ・ 具体のまちづくりは、住民の理解を得ながら進めることが基本。区の都市計画マスタープランに水害対策や防災の観点を位置付け、意識の醸成を図ることからのスタートと考える。その中で、地元との意見交換が行われ、少しずつでも住民の理解を促進するプロセスを経る必要がある。
 - ・ 区画整理等と高規格堤防の一体実施の加速策として、①地権者が二度移転する負担を軽減できる種地の確保を区画整理側だけでなく河川側でも行って頂く、②水害対策としての高規格堤防の必要性や高規格堤防により安全になることで、まちの評価が高まることを強調する、③堤防の裏側の法面は土で盛ることで宅地として活用できるメリットをアピールする、以上3点が考えられる。
 - ・ 気候変動により降雨量や洪水流量が増加することに対し、河川での治水対策を見直すことに加え、まちづくりやソフト対策をしっかりと組み合わせていくことが重要。
 - ・ 都営住宅については、去年の台風被災者の受け入れ、新田1丁目での建替えに合わせた高規格堤防整備との一体実施などに取り組んでいる。引き続き連携したい。
 - ・ まちづくりの観点からの災害対策として、災害リスクを踏まえ、どのような地域で開発すべきか、どのようなところに住んでいただくかといった検討をしているが、東京はすでに非常に稠密な土地利用がされており、最も難しいところを解決していかなければならない。
 - ・ 高規格堤防の必要なところで必ずしも区画整理の必要性が高いわけではないため、進め方について連携が必要。
 - ・ 大規模浸水時の垂直避難は有効な方策の一つである。また建築物から域外への避難を可能とする通路の整備や、そういう開発をどう進めるかといったことがあり、これに対してはいくつか事業メニューもある。効率的な避難に向けた検討を進めたい。
 - ・ 広域避難については、これまでの避難先の検討を抜本的に見直す必要有。ハード対策は時間がかかるが災害は待ってくれないため、ハードと効果的に連携したソフト対策についても検討していきたい。
 - ・ 近年、水害の様相が、激甚化、頻発化に加え、広域化、同時多発化している。システムがこれに耐えられるようにしていく必要があり、その施策を進めるにあたっては住民目線で住民の理解を得ることも必要である。
 - ・ 中央防災会議 WG においても台風第 19 号等を踏まえた避難対策についての検討を開始した。広域避難については、国、都、区、さらに他の自治体や関係する事業者と、一体となって連携し、腰を据えて考えなければならない。
 - ・ 密集市街地について、都、区、UR等の取組によって改善が進んだが、それで

もなお危険性の高い地域が残っている状況。道路、公園等の公共施設の整備とあいまって、民間の力による老朽建物の建替えを進めることが必要。このため、昨年6月に施行した改正建築基準法により、防火地域内等において、延焼防止性能の高い建築物に対する建蔽率緩和の措置を導入した。また、緊急対策として、民間負担なしでの空き家の除却を可能とした他、令和2年度からは無接道敷地の解消に資する敷地取得を伴う戸建て住宅の建替えに対する支援の強化等を行う。引き続き、都や区を取組を支援していく。

- ・ 木密対策においても種地の確保は有効。今後、空き家空き地が増加していく中で、取得できる土地も増えていく。地元区を取組をURとも連携して支援していきたい。
- ・ URでは23区内を中心に20を超える地区で、密集市街地の対策を地元区と連携し、用地の先行取得なども行いつつ実施している。水害対策についても大和川（大阪府）で高規格堤防整備と一体で区画整理を実施している。引き続き災害に強いまちづくりの形成に取り組みたい。
- ・ ハード対策が100%功を奏するためにはソフト対策も必要。地震対策としては初期消火訓練など、水害対策としては東京マイ・タイムラインの都民への広報指導などに取り組んでいる。今後も防災・減災の普及・啓発に努めていく。
- ・ 地籍調査は災害に強いまちづくりを進めていく上でも重要な調査であり、不幸にして被災したときの迅速な復旧・復興のためには地籍がきちりしていることが大事である。

などの意見が出され、関係部局で更に検討を進めることが確認された。